

港区出産費用助成事業の見直しについて

1 見直しの背景

港区出産費用助成事業は、平成18年4月から開始し、区民の出産費用平均額まで自己負担なく出産できるよう助成金算出上限額を定めています。以降、出産育児一時金の見直しに合わせ助成金算出上限額の見直しを行ってきましたが、平成21年4月の出産育児一時金の改定を最後に見直しは行っておらず、現在区民の出産費用平均額と乖離ができてきている状況です。この間、区内の合計特殊出生率は、平成28年をピークに減少しています。これに新型コロナウイルス感染症の感染拡大による家計への影響や将来への不安が加わることで、この傾向は益々進むものと考えられます。

こうしたことから、安心して子どもを産み育てることに対する支援のさらなる充実が必要です。また、現在国においても出産育児一時金の見直しを検討していることから、早期に港区出産費用助成事業の見直しを図ることとします。

2 助成金算出上限額の見直し

(1) 基本的な考え方

直近1年間の区民の出産費用平均額を助成金算出上限額とします。

(2) 見直し後の助成金算出上限額

73万円（現行 60万円。多胎児加算の40万円は変更しない。）

（令和元年度の出産費用助成申請額の平均額 729,819円）

出産育児一時金等を差し引いた額を助成（最大額 現行：18万円 見直し後：31万円）

(3) 見直しの適用時期

令和3年1月15日支給分から（予定）

ただし、令和2年度に出産費用助成を支給した者のうち、令和2年4月1日以降に出生したもので、出産費用が見直し前の助成金算出上限額（60万円）を超えるものに対し、見直し後の助成金算出上限額と60万円の差額（最大13万円）を遡及して支給します。

3 スケジュール

令和2年12月 令和2年第4回港区議会定例会に補正予算案提出
広報みなと掲載、区ホームページ掲載

令和3年 3月 見直し後の助成金支給開始
既支給者に対する差額分の支給（予定）